

継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応

坂 柳 明

1. 継続企業の前提が不成立の場合の不適正意見

2002年1月25日に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」(以下、「意見書」とする)では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。」(監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 4)とされている。また、意見書の「監査基準の改訂について 三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み」では、「…ただし、事業の継続が困難であり継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかとなるときは不適正意見を表明することになる。」とされている。一方、2002年7月29日に出された「継続企業の前提に関する監査人の検討(監査基準委員会報告書第22号(中間報告))」の24項でも、「監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかとなる場合において、財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、不適正意見を表明する。」とされている¹⁾。

¹⁾ ゴーイング・コンサーン問題に関する国際監査基準35項でも、次のように記されている(IFAC(2001, 344))。「もし、事業体がゴーイング・コンサーンとして存続することができないと判断した場合で、財務諸表がゴーイング・コンサーンベースで作成されていたら、監査人は不適正意見を表明すべきである。もし、実施した追加的な手続や、経営者の計画の効果を含まれ入手した情報に基づいて、事業体がゴーイング・コンサーンとして存続することができないと監査人が判断したら、開示がなされているかどうかに関らず、監査人の結論としては、財務諸表の作成にあたって用いられているゴーイング・コンサーンの前提が不適切であり、不適正意見を表明するということになる。」

これらの規定(以下、「意見書等」とする)を総合すると、何らかの事実によって継続企業の前提が成立していないと考えられる場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切になるので、継続企業を前提として財務諸表が作成されていたらその財務諸表に対して不適正意見を監査人が表明する、とされていることがわかる。実態上継続企業の前提が成立していないことによって、経営者の作成した財務諸表に著しく重要な一般に認められた会計原則(GAAP)違反が生じているということであれば、監査人の対応として不適正意見が登場するのは自然なことである²⁾。

問題は、意見書等で問題になっている「継続企業の前提が成立していない場合」に、「財務諸表にGAAP準拠性違反が生じている」とは言えない場合はないのか、という点である。もし「継続企業の前提が成立していない場合」

²⁾ 日本公認会計士協会(2002b)の「III 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④継続企業の前提 (ウ)意見に関する除外」に見られる以下の不適正意見の文例は、この不適正意見が財務諸表のGAAP準拠性違反によるものであることを示していると考えられる。

「連結財務諸表の注記〇〇に記載のとおり、会社は返済期日が平成×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、平成×年4月10日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の連結財務諸表は、継続企業を前提に作成されている。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。」

に、何かの理由で「GAAP 準拠性違反があるとは言えない」ケースがあっても、監査人の対応は「不適正意見」になるのだろうか。本稿はこの問題を考察する。監査人の対応を規定するルールだけに、継続企業の前提が成立していない状況での監査人の対応がどうなるのか一特に、不適正意見にならないのなら、その対応はどうなるのか一は、重要な問題であろう。

2節では、継続企業の前提が成立していない場合に不適正意見以外の対応をとる余地があるかどうかについて意見書等や関連文献は触れていないこと、及びそこでは理論問題を検討する上での「清算ベース (liquidation basis あるいは liquidation method of accounting)³⁾ (への準拠性の監査)」という視点が見られないことを示す⁴⁾。3節では、実態は「清算が差

し迫った (liquidation appears imminent)」状況にありながら、財務諸表の作成基準としてゴーイング・コンサーンベース (going concern basis) が採用されていたケースを取り上げる。そしてそのケースから、先験的な議論のレベルで継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を考えるために必要な状況を導き出す。

4節では、継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を検討する。ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断していて、なおかつ清算ベースで財務諸表が作成されていないことを除外事項にできない (「GAAP 準拠性違反」とすることができない) 場合の対応を考える際に、本稿は試みに次の点に注目する。それは、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断している状況で、ゴーイング・コンサーン

³⁾ 本稿の「清算ベース」は、AISG (1975) の48項で記されている「清算ベース」や、後に紹介する Transco Exploration Partners, Ltd. で採用された「清算ベース」を想定している。AISG (1975) の48項には「清算ベース」について次のように示されている。①：土地、建物、工場及び機械、車両といった固定資産は、「解体 (break-up)」基準による見積もり実現可能価額で評価する。②：棚卸資産は、普通の取引で実現するよりも通常著しく低い、「解体」基準による見積もり実現可能価額で評価する。③：受取債権は、相殺対象となり得る条件付き請求権やその他の請求権と、自らの設定した引当金を控除したところの債務者側の債務額で評価する。④：繰延費用や前払費用は無価値のものとして除外される。⑤：長期投資資産と短期投資資産は市場価値で評価する。⑥：負債は、資産に対する請求権の順位通りに、担保付き債権を保有している債権者及び優先弁済を受ける債権者を表示する。⑦：事業中止時点から生じる追加的な法律上の負債に対して引当金を設定する。「清算が差し迫った状況」で適用すべき GAAP は、当然ながら「清算ベース」である。この点については、AICPA (2001, 853) を参照。

また、Hendriksen (1970, 266) では「…清算価値は強制された売却を前提とし、その相手先は著しく減額された価格で売却される通常の顧客か、原価をかなり下回る価格で売却される企業あるいは業者である。」とされ、Paton (1921, 791) では「…工場に据え付けられた本格特別仕様機械の即時売却市場価値は、伝統的な減価償却費控除後の原価を著しく下回りそうである。工場の清算価値は一層それを下回るであろう。…」とされている。これらの文献を踏まえると、AISG (1975) の言う「清算ベース」が適用される資産の評価額も、取得原価ベースの数値より著しく小さいもの、ということになるだろう。

⁴⁾ 脇田他 (2002, 77) には次のような記述がある。

「八田 …問題は1点ですが、ゴーイング・コンサーンでないという場合は、どういう枠組みが考えられるんでしょうね。

山浦 明らかにゴーイング・コンサーンの要件を欠いているというときには、4ですか。

八田 4ですね。継続企業を前提として作成した財務諸表が不適正になるわけですね。そうすると、現行制度でいきますと、不適正の場合には当然サンクション、つまり証券市場からの撤退という制裁がありますから、そうならないような対応を企業はとりたいときにはどうなるんでしょうか。清算価値で財務諸表を作成させるということですか。

山浦 会計基準の話になりますね。それについては、実は、手当てが今のところないわけです。

八田 ないですね。…」

ここでの山浦教授と八田教授の対話からは、日本の現状では会計基準としての清算ベースが整備されていないとの認識があることがわかる。また、加藤他 (2002, 45) にも、八田教授の次のような発言がある。「…結局、継続企業の前提が明らかに満たされない場合の会計基準は、これは実は日本だけではなく、どこの国にもないのです。つまり、継続企業の前提が否定されるような場合に作成すべき財務諸表のルール、これは清算基準かもしれませんが、それはどこにもないということで、継続企業の前提のなかで早い段階で議論しているにすぎないわけです。」

しかし、「清算ベース」を想定しないままで継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応を考えられるのかについては、十分な検討が必要である。理論問題として、「清算ベース」(及び財務諸表が清算ベースに準拠しているかどうかを監査人が確かめる役割) を考慮しないことに合理性があると言うのであれば、それはどのような合理性なのか明らかにされる必要があるだろう。

ベースで作成された財務諸表はその利用者にとってどのような意味を持つ情報なのか」という点である。最後の5節では本稿のまとめを行い、残された課題を示す。

2. 意見書等や関連文献の不適正意見

前節で紹介した意見書等の説明をそのまま読むと、「継続企業の前提が成立していないこと」それ自体が監査人の対応である「不適正意見」を直接導いているように見える⁵⁾。[継続企業の前提不成立⇨不適正意見]という図式が見られるのではないかと、ということである。しかし、脚注2に示した日本公認会計士協会(2002b)の不適正意見の文例も踏まえると、意見書等の説明は「継続企業の前提不成立⇨財務諸表のGAAP準拠性違反⇨不適正意見」という図式のように理解できるのかもしれない。

一方、継続企業の前提が成立していない場合の不適正意見に関して内藤・那須(2002,29)は次のように記している。

「我が国の会計に関する基準は企業の事業活動が継続していくことを前提としているため、この前提に疑義が存在するのではなく、前提そのものが成立していない場合、継続企業を前提として適正な財務諸表を作成することはできない。したがって、事業の継続が困難であり継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかなきに継続企業を前提にした財務諸表が作成された場合、その財務諸表に対する監査報告書において不適正意見を表明するとともに、その理由を付すことになる。」

「継続企業の前提が成立していない」こと、そして「我が国の会計に関する基準」が事業活動の継続を前提としている旨、及び「不適正意見」が問題になっていることに注目すれば、内藤・那須(2002)は「継続企業の前提不成立⇨財務諸表のGAAP準拠性違反⇨不適正意見」の図式を主張しているようにも見える⁶⁾。しかし、上記引用箇所のうち「したがっ

て、事業の継続が…」以下の記述だけを見れば、[継続企業の前提不成立⇨不適正意見]の図式も見て取れる。

ただ、意見書等や内藤・那須(2002)の説明をどちらの図式で理解しても、継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応が不適正意見になることが主張されている点は変わらない。不適正意見以外の対応を監査人が選択する余地があるかどうかは触れられていないのである。

しかし、そもそも「継続企業の前提不成立⇨不適正意見」という図式の構造は盤石だろうか。この図式に関しては次のような疑問が提起できる。①：継続企業の前提が成立していない場合には、監査人の役割として「財務諸表の清算ベースへの準拠性を確かめること」が理論的には想定できるのに、それを無視するのはなぜか。②：「継続企業の前提不成立⇨不適正意見」なら、反射的に「継続企業の前提成立⇨無限定意見」になるのか。(1)：なるとしたら、この「無限定意見」と、ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表のGAAP準拠性を確かめた結果の対応(例えば、限定意見)との関係はどうなるのか。両立するのか、それともしないのか。(2)：ならないとしたら、継続企業の前提が不成立の場合にだけ不適正意見を導こうとするのはなぜか。これらの疑問に十分答えないまま、「継続企業の前提が成立していないことそのこと自体が直接不適正意見を導く」旨主張しても、それには説得力がないだろう。

が困難であり継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかなきに監査報告書において不適正意見を表明するとともに、その理由を付すことになる。」とされている。この説明だけだと「継続企業の前提不成立⇨不適正意見」の図式で整理できるが、記述中の「一定の事実」が発生している場合には、「(一般に公正妥当と認められる会計基準は継続企業の前提に基づくものであるため)不適正意見を表明」する旨を示した「フローチャート」が同46頁に示されている。「継続企業の前提が成立していないこと」と、「一般に公正妥当と認められる会計基準」と「不適正意見」とが問題になっていることから見ると、那須(2002)の主張は、「継続企業の前提不成立⇨財務諸表のGAAP準拠性違反⇨不適正意見」の図式で理解することもできる。ただ、いずれにせよ那須(2002)では、継続企業の前提が不成立の場合の対応として不適正意見以外の選択肢があるかどうかについては触れられていない。

⁵⁾ 町田(2002,18)や山浦(2002,20)でも、意見書等と同様の記述がなされている。

⁶⁾ 那須(2002,45)では、「…したがって、事業の継続

それでは、[継続企業の前提不成立の財務諸表の GAAP 準拠性違反の不適正意見]という図式はどうだろうか。この図式の理論的妥当性を検討するために、本稿は GAAP として「清算ベース」を想定して議論する。意見書等や関連文献中では清算ベース(及び財務諸表の清算ベースへの準拠性の監査)という視点が見られなかった。次節では、財務諸表の作成基準としてゴーイング・コンサーンベースと清算ベースが採用されていたケースを紹介し、それぞれの財務諸表に対する監査人の対応も紹介する。それによって、継続企業の前提が成立していない状況での監査人の対応をどのような観点から議論する必要があるのかが明らかになるだろう。

3. 事例分析—Transco Exploration Partners, Ltd. のケース

まず Transco Exploration Partners, Ltd. (以下、「TXP 社」とする)の1990年と1988年の監査報告書の一部を見てみよう。1990年監査報告書は以下の通りである。

「財務諸表の脚注 A と B に示されているように、TXP のゼネラルパートナーは TXP を清算する意図があることを1989年1月25日に表明した。そして、パートナーシップのユニットの約73%の受益持分権者である Transco Energy Company は、完全な清算及び解散の計画を承認した。結果として、TXP は1988年12月31日以降の期間について、その会計方法をゴーイング・コンサーンベースから清算ベースへと変更した。従って、1990年12月31日時点の残存資産の簿価は見積もり実現可能額で表示され、全ての負債は見積もり決済額で表示されている (傍線筆者)。

我々の意見では、上に示した財務諸表が全ての重要な点において、前段落に示したベースを適用する形で、一般に認められた会計原則に準拠して1990年12月31日時点の TXP の純資産、及びその時点をもって終了する年度の純資産の変化を適正に表示している。」

一方、1988年監査報告書には次のように示されている⁷⁾。

⁷⁾ TXP 社1989年 Form10-K, p. 10によると、1989年の財務諸表は監査されていない。

「我々の意見では、上に示した財務諸表が全ての重要な点において、一般に認められた会計原則に準拠して1988年及び1987年12月31日時点の Transco Exploration Partners, Ltd. の財政状態、及び1988年12月31日をもって終了する年度を最終年度とする各3期間の経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示している。

財務諸表は、事業の継続及び通常の事業過程における資産の実現と負債の決済を前提とした場合に適用されるゴーイング・コンサーンベースで作成されている。脚注 A と C で詳細に示されているように、1989年1月25日に Transco Exploration Partners, Ltd. の経営担当ゼネラルパートナーである Transco Exploration Company は、パートナーシップの全ての石油・ガス資産⁸⁾を売りに出すつもりであること、及びパートナーシップを清算するつもりであることを表明した⁹⁾が、そうした資産の売却によって実現するであろう金額は現時点では決定できない。従って、添付された財務諸表は清算ベースによっては作成されていない (傍線筆者)。」

TXP 社の1990年と1988年財務諸表について

⁸⁾ ここでの「石油・ガス資産」であるが、貸借対照表には「石油・ガス利権鉱区 (Oil and Gas Properties)」という科目がある。

⁹⁾ この箇所の原文は、「...announced that it (Transco Exploration Company のこと—筆者注) will offer for sale all of the Partnership's oil and gas assets and liquidated the Partnership, ...」(傍線筆者)となっている (1988年 Form10-K, p. 13)。しかし脚注 A では、「On January 25, 1989, Transco Exploration Company (TXC), managing general partner and majority owner of Transco Exploration Partners, Ltd. (TXP) announced that it intends to offer for sale all of TXP's oil and gas assets. When the sale of such assets is completed, TXC will liquidate TXP and distribute the net proceeds from the sale to all TXP unitholders. ...」(傍線筆者)となっている (同 p. 19)。また脚注 C では、「...As more fully discussed in Note A, on January 25, 1989, TXC announced that it will offer for sale all of TXP's oil and gas assets and liquidate TXP.」(傍線筆者)となっている (同 p. 20)。

こうした財務諸表の脚注及び TXP 社の1990年監査報告書の記述を踏まえると、Transco Exploration Company は1989年1月25日時点で TXP 社を「清算した」のではなく、その時点では「清算するつもりであることを表明した」だけだということがわかる。従って、本文中の訳になるであろう。

は、[第1表]を参照していただきたい。この監査報告書の記載からわかるように、TXP社の1990年12月31日時点の財務諸表には清算ベースが採用され、1988年12月31日時点の財務諸表にはゴーイング・コンサーンベースが採用されている。このうち1988年12月31日時点の財務諸表については、経営者は石油・ガス資産の実現価額が決定できないことを理由に、清算ベースを採用していない。清算ベースではなくゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表について無限定意見を表明しているところから見ると、当時の監査人は「資産の実現価額が決定できないためにゴーイング・コンサーンベースを採用する」とする経営者の判断には同意していると考えてよい。

まず問題になるのは、こうした監査人の判断が適切だったかどうかである。1990年3月1日時点ではTXP社の利権鉱区やその他の資産の売却が行われているが(1989年 Form10-K, p. 1)、上記1988年監査報告書に監査人 Arthur Andersen & Co. のサインが付されたのは1989年2月22日であった。従って、時間的に見て1988年12月31日時点の財務諸表について「実現価額が決定できない」とする経営者に同意した監査人に問題があったと指摘するのは難しいであろう。

一方、Transco Energy Company (以下、「TEC社」とする)はTXP社の「完全な清算及び解散計画」についての承認投票を行った(1989年 Form10-K, p. 2)。その承認された「完全な清算及び解散計画」の意義であるが、承認時点よりその計画は、TXP社及びそのユニットホルダーにとって最良の結果であるとゼネラルパートナー(TEC社と、その子会社である Transco Exploration Company (以下、「TXC社」とする)のこと(1988年 Form10-K, p. 1))が決定したところの条項や条件に基づいて、TXP社がその清算を完了するのに適切だと考えられる取引に従事する権限を持つことになり、その資産全ての売却を完了するのに必要と考えられるあらゆる活動を行うことになる、と定めている(1989年 Form10-K, p. 2)。

こうした事情を勘案すると、TXP社の「完全な清算及び解散計画」についての承認時点で、TXP社は通常の事業過程における資産の

実現や負債の決済を予定しているという意味での「ゴーイング・コンサーン」ではなくなったと言ってよい。しかし、1988年監査報告書で言及されている財務諸表の脚注AとCでは、この「完全な清算及び解散計画」の承認に関する記載はなされていなかった(1988年 Form10-K, pp. 19-20)。当の脚注Aのタイトルが「清算及び解散についての提案計画(Proposed Plan)」となっている(同 p. 19)ことから見て、1989年1月25日時点では「完全な清算及び解散計画」は承認されていなかったことがわかる。

そうすると次に問題になるのは、「完全な清算及び解散計画」承認前の1989年1月25日段階で、「TXC社がTXP社の石油・ガス資産を売却するつもりであること、及びパートナーシップを清算するつもりであることを表明した」という事実によってTXP社が上に述べた意味でのゴーイング・コンサーンでなくなったと言ってよいのか、という点である。この点については以下の事実に注目しよう(1988年 Form10-K, pp. 19-20)。

(1)：当該「表明」を行ったのが、経営権を有する経営担当ゼネラルパートナー(須田(1994, 8, 12)を参照)のTXC社であったこと。(2)：1988年財務諸表の脚注AとCでは、上記「表明」の事実がTXP社の存続能力にプラスの影響を与える旨の記載、及び「表明」の事実を凌駕するような存続能力にプラスの影響を与える要因についての記載がなされていなかったこと。

(3)：それどころか、「表明」後については、TXP社全ての資産がユニットホルダーにとって最良の結果であるとゼネラルパートナー—即ちTXC社とTEC社—が考えたところの条項や条件に基づいて売却されるだろうという形で、将来の清算を前提とした記載さえ見られること(脚注A)。(4)：既に1988年12月31日時点の財務諸表に、予想される清算(anticipated liquidation)に関して退職金と販売費用に関して20百万ドルの引当金を計上していること。

こうした事情を勘案すると、1989年1月25日になされたTXC社による資産売却や清算に関する「表明」の事実はTXP社にとっては決定的であり、この「表明」時点で既にTXP社はゴーイング・コンサーンでなくなったと考え

るのが適切であろう。TXP社1988年財務諸表の作成に関して「石油・ガス資産の実現価額が決定できない」ことが問題になっていたのは、こうした実態面を踏まえてのことだったと考えられる。その後のTEC社による「完全な清算及び解散計画承認」の事実は、TXP社がゴーイング・コンサーンでなくなったことを形式的に確認したに過ぎないものだったと解釈できる。

そうすると、(1)：1989年1月25日時点でTXP社は「清算が差し迫った状況」だったにもかかわらず、(2)：石油・ガス資産の実現価額が決定できないという理由で、財務諸表の作成ベースとしてはゴーイング・コンサーンベースが採用されていたということになる。こうしたTXP社のケースは、意見書等に言う「継続企業の前提が成立していない場合」で「財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されている場合」に該当するであろう。

一方、1988年及び1990年の監査報告書を見ると、それぞれの年度の監査人が1988年財務諸表についてはゴーイング・コンサーンベースが適用可能であり、1990年財務諸表については清算ベースが適用可能であると判断したことがわかる。そして、それぞれの財務諸表の作成ベースが適用可能と判断した上で、1988年の財務諸表についてはゴーイング・コンサーンベースの財務諸表のGAAP準拠性を監査し、1990年の財務諸表については清算ベースのGAAP準拠性を監査したわけである。

しかし、1989年1月25日時点では清算が差し迫った状況だったのに、TXP社の1988年財務諸表の監査においてゴーイング・コンサーンベースを適用可能と監査人が判断したのは不可解である。そもそも、なぜ石油・ガス資産の実現価額（処分価額）が監査人に把握できるかどうかの問題になるかと言えば、それは監査人自身「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と判断したから、とも解釈できる。そうであれば、石油・ガス資産の実現価額が見積もれないという事情とは独立に、清算が差し迫っているのだからゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断した上で、何か別の対応をとることもできたはずである。

もっとも、監査人の対応を規定していた当

時のルールでは、清算が差し迫った状況であって財務諸表が清算ベースで作成されていた場合(TXP社のケースで言えば、1990年財務諸表)の監査人の対応しか規定されておらず、実態は清算が差し迫った状況にありながら、財務諸表がゴーイング・コンサーンベースで作成されている場合は想定されていなかった(AICPA(1989,1932-1935))。当時の監査人としては、石油・ガス資産の実現価額が決定できないという特殊事情を考慮して、ゴーイング・コンサーンベースが適用できるという判断を下さざるを得なかったとも言える。

しかし、TXP社のように「継続企業の前提が成立していない状況」であれば、本来「ゴーイング・コンサーンベースは適用できない(と監査人が判断する)」と考えるのが自然であろう。そうすると次に問題になるのは、ゴーイング・コンサーンベースが適用できない場合の監査人の対応がどうなるのかという点である。

その際、注目すべき視点として「清算ベースへの準拠性」が考えられる。TXP社は1990年財務諸表には清算ベースを採用していた。そこでの監査人は「清算ベースが適用可能」と判断し、清算ベースの準拠性の監査を行い、無限定意見を表明した。一方、TXP社の1988年財務諸表上では、石油・ガス資産の実現価額が決定できないことを理由として、ゴーイング・コンサーンベースを経営者は採用した。この時、監査人が清算ベースを適用した場合の財務諸表数値(TXP社の例では、1990年の財務諸表数値に相当するもの)を把握できていれば、「清算ベースに基づいて財務諸表を作成すべき状況なのに、清算ベースによって作成されていない」という意味で、財務諸表に「清算ベース準拠性違反」があったことになる。

ところが、1988年財務諸表の監査にあたっては、監査人も石油・ガス資産の実現価額を把握できなかった。その結果、監査人は「清算ベースが適用できない」とする経営者の主張に同意せざるを得なかった。当時の監査人は「清算ベースで財務諸表が作成されていないこと」を除外事項にできなかったわけである。

ここまでの検討によって、次のような状況が問題になることがわかる。それは、①：継

継続企業の前提が成立していない状況で、②：経営者はゴーイング・コンサーンベースで財務諸表を作成しているが、③：監査人はゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断しており、④：さらに、清算ベースによって

財務諸表が作成されていないことをGAAP準拠性違反として除外事項にできない。次節では、こうした状況のもとで継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を考える¹⁰⁾。

10) 監査基準書第32号2項では、「一般に認められた会計原則に準拠している財務諸表の表現には、重要な事項の十分な (adequate) 開示も含まれる。その事項は、使用されている用語、金額の詳細、財務諸表上の項目の分類、及び表示金額の単位を含めた、財務諸表及びその注記の形式、配列、そして中身に関係する。」とされている。そして、監査基準書第69号4項では、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して企業の財政状態、経営成績、そしてキャッシュフローを適正に表示していることについての監査人の意見は、関連する注記を含めた財務諸表が、その利用、理解、そして解釈に影響を与える事項について有益な (informative) 情報を与えるものであるかどうかについての監査人の判断に基づくべきである旨が示されている。

and Larsen
これらの基準書で言われている「十分な」あるいは「有益な」という概念が何を意味しているのかは定かでないが、既に Meigs et al. (1969, 22) は、「十分であり有益な開示 (adequate informative disclosure)」に関して「…もし、足りないところのない (complete) 描写がなされていないのであれば、財務諸表はミスリーディングなものになるだろう。」と記している。ここでの「ミスリーディング」の意味であるが、その後の記述では「工場や設備の売却から生じる異常な利得が営業利益に含められており、明確に識別されていなかったら、財務諸表の読者は会社の収益力に関してミスリードされるであろう。」とされている。要するに、与えられている情報が少ない (あるいは情報に虚偽がある) ために、さもなければ行わなかったような判断を財務諸表利用者が行う状況を指して、「(利用者が) ミスリードされる」と言い、その少ない情報のことを「ミスリーディングな情報」と言うのだろう。このように、特に「財務諸表の注記が十分になされているかどうか (ミスリーディングな情報がないかどうか) を確かめる」という監査人の役割が想定できるのだが、この役割は本稿の中でどう位置づけられるのだろうか。

ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表に関して「注記」はなされるが、この注記については、財務諸表本体の作成基準を前提とした記載がなされているはずである。現にTXP社の1988年財務諸表の脚注C (1988年 Form10-K, p. 20) では、「財務諸表は、事業の継続と通常の事業過程における資産の実現や負債の決済を前提とする原価主義のゴーイング・コンサーンベースで作成されている。脚注Aで詳しく示されているように、TXCはTXPの全ての石油・ガス資産を売りに出すつもりであること、そしてTXPを清算するつもりであることを表明した。しかし、資産の処分によって実現する金額は現時点では決定できない。従って、添付された財務諸表は清算ベースでは作成されていない。」とされているが、この記載は、財務諸表本体が清算ベースではなくゴーイング・コンサーンベースで作成されていることを前提にしたものであろう。ここでの注記は、「ゴー

ング・コンサーンベースの注記」なのである。

そうすると、「ゴーイング・コンサーンベースの(財務諸表の) 注記の十分性を確かめる」と言っても、その行為は、そもそもゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断している場合には無意味になるはずである。この考え方を敷衍すると、「ゴーイング・コンサーンベースの(財務諸表の) 注記の十分性を確かめる」ことに意味があるのは、監査人がゴーイング・コンサーンベースが適用できると判断する場合だということになる。従って、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断しているなら、監査人は財務諸表本体ではなくその注記の十分性を確かめた上で、その対応を決定すればよい。」ということにはならない。

意見書は、本稿冒頭で紹介したように、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には不適正意見を表明する旨定めている。一方、「…継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば…無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。」(意見書の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み」より) という記述も見られる。つまり、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合以外」では「開示の適切性」が監査上問題になるのに対し、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、監査人は不適正意見を表明するだけで、特に「開示の適切性を確かめること」がその役割として考えられていないのである。

この理由は、「開示の適切性」と言っても、それは「ゴーイング・コンサーンベースの(財務諸表の) 開示の適切性」であって、そもそも継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表についての開示の適切性を監査人が確かめることに意味がないという考え方が根本にあるからであろう。なお、この「開示の適切性」の「開示」には「財務諸表の注記」が含まれると考えられている。日本公認会計士協会(2002b)の「III 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④継続企業の前提 (ウ)意見に関する除外」の開示に関する文例を参照。また、脚注1に示したゴーイング・コンサーン問題に関する国際監査基準35項の「…事業体はゴーイング・コンサーンとして存続することができないと監査人が判断したら、開示がなされているかどうかに関らず、監査人の結論としては、財務諸表の作成にあたって用いられているゴーイング・コンサーンの前提が不適切であり、不適正意見を表明するということになる。」という記述(傍線筆者)にも注目する必要がある。

4. 継続企業の前提が成立していない場合の 監査人の対応

4-1(1) 浸透性という概念

本節では継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を考えるが、前節の最後に挙げた前提によると、ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表について、監査人はゴーイング・コンサーンベースが適用できないと考えているものの、清算ベースによって財務諸表が作成されていないことを除外事項にすることもできない。このような状況で、どのようにして監査人の対応が決まるのかを考える必要があるわけである。

まず、通常の除外事項がある場合の監査人の対応を見てみよう。財務諸表に GAAP 準拠性違反があった場合や、監査範囲の制限により財務諸表が GAAP に準拠しているかどうかを監査人に確かめられなかった場合に、その重要性が著しいものかそうでないかによって、監査人の対応は限定意見と意見差控（あるいは不適正意見）に識別されてきた。問題は、何をもって重要性が著しいかどうかを判断するかだが、Arens and Loebbecke(1988, 46)には次のように記されている。

「除外事項が非常に重要かどうかを決定する際に、その除外事項がそれ以外の財務諸表の部分に影響を与える程度が考慮されなければならない。これを「浸透性」と呼ぶ。現金と受取勘定の分類が不正確だという場合には、その影響は2つの勘定にしか及ばないから浸透性がない。他方、重要な売上高が計上されていないならば、そのことは売上、受取債権、法人税額、未払法人税、そして留保利益に影響を与え、その影響がさらに流動資産、総資産、流動負債、総負債、所有者持分、売上総利益、そして営業利益に影響を与えるという意味で非常に浸透性がある。

虚偽記載の浸透性があればあるほど、限定意見よりも不適正意見が出されやすくなる。例えば、現金と受取勘定の分類が不正確である場合には、それが重要であるという理由で限定意見が出されると考えてみよう。同じ金額であっても売上高が計上されていない場合には、浸透性があるという理由で不適正意見

が出されるだろう。」

また、同じく Arens and Loebbecke(1988, 47-48)には次のように記されている。

「監査範囲の制限がある場合には、無限定意見、限定意見、あるいは意見差控のどれが適切かを決定するにあたって「潜在的な」虚偽記載の大きさが重要である。例えば、もし計上された400,000ドルの支払勘定が監査されなかった場合、監査人は支払勘定の潜在的な虚偽記載がどのくらいかを評価しなければならず、財務諸表にどの程度影響が及んでいるのかを決定しなければならない。これらの潜在的な虚偽記載の浸透性もまた考慮されなければならないのである。

…例えば、計上された400,000ドルの支払勘定は100万ドル以上も過小表示されているかもしれない、そのことによって売上総利益、純利益、そして総資産といったいくつかのトータルの指標にも影響が出るだろう。」

ここでの「浸透性」は、要するに除外事項の影響が連鎖的に他の財務諸表項目に及んでいることに注目する概念である。ある財務諸表項目が GAAP 準拠性違反となって、それと連動する形で別の項目が GAAP 準拠性違反になることや、監査範囲の制限があつてその項目が GAAP に準拠しているかどうかを確かめられなかった場合、それと連動する形で別の項目も GAAP に準拠しているかどうかを判断できなくなることが想定されているのである¹¹⁾。

そうすると、次のような場合は除外事項に「浸透性がある」ことになるだろう。それは、
①：財務諸表項目—現金、売掛金、棚卸資産

¹¹⁾ 他に、Carmichael(1972,63)は「…もし報告上の除外事項の影響が余りに浸透していて、財務諸表全体に広がっており、財務諸表の評価が事実上不可能になるのであれば、限定意見は正当化されない。反対に、もし除外事項の影響が部分的にとどまっている、財務諸表の除外事項の箇所が正確に報告できるなら、限定意見の表明も可能である。」とし、Robertson(1979,582)は、「財務諸表項目がごくわずかの項目に影響を与えるだけかもしれないし、多くの項目に影響を与えるかもしれない。例えば、棚卸資産の評価に関する虚偽記載は、売上原価、売上総利益、純利益、法人税額、棚卸資産額、税負債に影響を与える。そうした浸透性のある項目の影響は、限られたあるいは部分的な影響しかない項目とは異なる扱いをされる。」としている。

等々一全てに金額的に重要な GAAP 準拠性違反があることが確かめられた場合（重要な虚偽記載が財務諸表全体に及んでいる場合）、あるいは②：監査範囲の制限があつて、証拠資料を全く入手できず、全ての財務諸表項目について金額的に重要な GAAP 準拠性違反があるかどうかを確かめられなかった場合（潜在的に重要な虚偽記載が財務諸表全体に及んでいる場合）である。この時、監査人が除外事項として取り扱わなければならない項目は「財務諸表項目の全て」であり、結果的に「金額的に著しく重要な除外事項」があることになる。

こうした除外事項に浸透性がある財務諸表は、もはや利用者の意思決定の判断材料として依拠できるものではないだろう。「GAAP に準拠していること」が確かめられた項目が1つもなく、その意味で財務諸表は全て正しくないか、正しいかどうかを確かめられていない情報だからである。監査人の対応として「限定意見」ではなく「不適正意見」や「意見差控」が採用されるのは、このように除外事項として監査人が取り扱わなければならない項目が財務諸表全体に及んでいる場合だったと考えられていたのである¹²⁾。

一方、除外事項がある場合の監査人の対応を限定意見と意見差控（不適正意見）に識別する基準として、「財務諸表の有用性 (usefulness)」という点も挙げられていた。除外事項があることによって「利用者が財務諸表を通

じた分析から意味のある結論に達することが困難になるかどうか」(Defliese et al. (1975, 761-762)) や、「利用者が財務諸表に関して意味のある分析を行うのが困難になるかどうか」(Willingham and Carmichael (1979, 354)) を判断して、限定意見と不適正意見(あるいは意見差控)を使い分けるとされてきたのである。こうした考え方に従うと、「財務諸表の有用性がない」と判断した監査人は意見差控や不適正意見を選択し、除外事項があつても「財務諸表の有用性がある」と判断した監査人は限定意見を表明することになる。一方財務諸表利用者側から見ると、ここでの「財務諸表の有用性」に関しては、除外事項のある場面が想定されていることを考えると、監査人によって「財務諸表が全体として GAAP に準拠していることが確かめられているかどうか」が問題になっていると考えてよい。

ただ、「財務諸表が GAAP に準拠していることが確かめられているかどうか」という点は、除外事項がある場合の対応だけに關係するわけではない。除外事項が一切なく、無限定意見が表明される場合にも、当然「財務諸表が GAAP に準拠していることが確かめられている」わけだから、その意味で利用者にとっては「財務諸表に有用性がある」ということになる。問題は、文献中にあるような利用者による財務諸表の分析が困難になる（つまり、財務諸表の有用性がない）場合とはどのような場合を指すのかという点だが、その1つとして「除外事項の浸透性がある場合」が想定できる。

そうすると、「財務諸表の有用性」に関して次のような整理ができる。①：除外事項がないか、除外事項があつてもその浸透性がない場合には、監査人は無限定意見か限定意見を表明する。その時財務諸表利用者には、監査人によって「財務諸表が全体として GAAP に準拠していることが確かめられた」、その意味で「財務諸表に有用性がある」ことが伝達されている。②：除外事項があり、その浸透性がある場合には、監査人は意見差控あるいは不適正意見を選択する。そして、監査人によって「財務諸表が全体として GAAP に準拠し

¹²⁾ 限定意見と不適正意見（あるいは意見差控）の識別というだけであれば、浸透性の程度を一定にした場合に、除外事項として取り扱われた財務諸表項目の金額的重要性 (relative magnitude) の違いも、各々の対応の識別基準と考えることができる。しかし後述するように、継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を考える上で、本稿は「ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表に清算ベースを適用したとした場合の影響が反映されていない」点に注目する。財務諸表の作成基準の相違は、当然ながら財務諸表全体に関するものなので、上の意味の未確定の影響は財務諸表全体に「浸透している」ことになる。浸透性の程度が（特に財務諸表全体には及ばない場合を念頭に置いて）一定と考えて、「除外事項とされた項目の金額的大きさによって監査人の対応を識別する」という考え方は、継続企業の前提が成立していない場合の対応を考える上では有益な指針を提供しないだろう。

ていることが確かめられていない」、その意味で「財務諸表に有用性がない」ことが利用者に伝達されている。

以上見てきたように、文献上では除外事項がある場合の監査人の対応を限定意見と不適正意見（あるいは意見差控）に識別する基準として、除外事項の「浸透性」という概念が考えられていたことがわかる。また、監査人による「財務諸表の有用性」の評価が問題になる場合でも、除外事項の浸透性をその有用性評価の基準と考えることができ、それぞれの監査人の対応によって、財務諸表利用者にも財務諸表の有用性の有無が伝達されることがわかった。

ところで、「浸透性」で問題になったところの「財務諸表に与える影響」であるが、「財務諸表に与える影響」というだけなら、その影響は除外事項の影響に限られるわけではない。経営者も監査人も、その企業に不利な影響をもたらす将来事象の結果（例えば、債権の回収可能額や係争事件の結果）を見積もれない状況—重要な未確定事項¹³⁾—に直面している場合を考えてみよう。会計ルール上損失をもたらす事象の発生可能性が高く（probable）損失金額が見積もれば、経営者は引当金を設定することになるが、損失金額が見積もれない状況では引当金は計上できない¹⁴⁾。引当金を計上できないことは、「将来のある時点で発生する事象の金額的影響を、確定した数値として当期末の財務諸表に反映できていない」という意味で、「財務諸表が未確定の影響を受けている」ことを意味する。

一方、前節で取り上げたTXP社の1988年財務諸表も、資産の実現価額が経営者・監査人双方で決定できないことを原因として、「ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸

表に、清算ベースを適用したとした場合の数値（影響）が反映されていなかった」わけだから、やはり財務諸表が未確定の影響を受けていたということになる。ゴーイング・コンサーンベースを適用するか、それとも清算ベースを適用するかという問題は、当然ながら財務諸表全体に及ぶ問題なので、TXP社の1988年財務諸表についての未確定の影響は「浸透性がある」ものだったということになる。

4-2) Lionel Corporationのケースに見られる意見差控

それでは、未確定の影響に浸透性があるところの財務諸表に直面した監査人の対応はどうなるのだろうか。それを考える手がかりとして、Lionel Corporation（以下、「Lionel社」とする）の1993年監査報告書の一部を見てみよう。

「添付された財務諸表は、会社（Lionel Corporationとその子会社のこと（1993年Form10-K, p.1）—筆者注）がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提に作成されている。財務諸表の脚注AとGに示されているように、1991年6月14日時点でLionel Corporation及びその主要事業子会社のLionel Leisure, Inc.（以下、この両社を「債務者」とする）は、連邦破産裁判所（以下、「破産裁判所」とする）に破産法典第11章の会社更生を申請した。債務者のせいで損害を被った債権者と株主による投票が行われ、破産裁判所によって認可されることになる会社再建計画のもとで、申請時点の実質的に全ての負債は、返済されることになる。会社のゴーイング・コンサーンとしての存続は、他の事項の中でも、会社再建計画が認可されるかどうか、債務者が事業からキャッシュ・フローを生み出せるかどうか、債務返済のための資金源を獲得できるかどうかによって依存している。申請日以来、会社は繰り返し営業活動による損失を被ってきた。1993年1月1日以来、債務者は主要な商品供給者から信用取引上の支払猶予期間を得ることができなくなり、1993年3月10日には会社の占有継続債務者（debtor-in-possession）の立場での支払猶予つき契約が

¹³⁾ Carmichael(1972, 5)を参照。「経営者だけでなく監査人も将来事象の結果を見積もれない」とは、「見積もれない」という経営者の判断に監査人が同意している」ことを意味するので、監査上「除外事項がある」とは言えない。従って、本稿が問題にしているTXP社のケースのように経営者も監査人もその清算価値を見積もれない場合に、除外事項がある場合の監査人の対応—例えば、監査範囲の制限があった場合の監査人の対応—を援用することはできない。

¹⁴⁾ FASB(1975), 8, 10項及び脚注6を参照。

終了した。

占有継続債務者として資金調達を行うための、あるいは会社更生中の債務者が発行する株式で追加的に資本を増加させるための第三者からの様々な提案に応える際に、会社は債権者委員会の代表から以下のことを通告された。それは、会社再建計画が認可される時点で、あるいは認可される前の段階で、会社更生申請後に発生した全ての負債の支払いを可能にするような再建計画が存在しないのであれば、債権者委員会は債務者を清算するというものである。1993年4月23日に債務者と第三者は、会社更生申請後の返済請求に対する全額の支払いを行うために、250万ドルの支払猶予つき契約の提案を債権者委員会に対して行った。この契約上の支払猶予期間、財務上の条項及びその他の条項については、まだ交渉がなされていない。債権者委員会は、この提案を受理してもいないし拒否してもいない。もしこの提案あるいは別の提案が債権者委員会に受け入れられなければ、債権者委員会は債務者を清算するつもりであることを伝えてきた。

あらゆる清算の結果は現時点では決定できないが、清算状態になれば、残存資産の処分によって得られる実現可能額は財務諸表上の金額とは著しく異なる、と会社は考えている。会社はさらに、清算状態になれば株主や申請前の債権者に対する弁済ができないと考えており、申請後の債権者は部分的にしか債権額を回収できないと考えている。財務諸表上では、本報告書の第3、4パラグラフ(「添付された財務諸表は、…」で始まるパラグラフと、「占有継続債務者として…」で始まるパラグラフ—筆者注)に示されている不確実性の結果から生じるかもしれない一切の修正がなされていない。これらの不確実性が財務諸表に与える潜在的な影響は重要で、かつ浸透性(pervasiveness)があり、財務諸表を信用(reliance)するにあたっての基礎(basis)が著しく損なわれる(significant impaired)まで至っている。これらの不確実性の結果として、我々はこれらの財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない。(傍線筆者)」

この監査報告書の記載からは、Lionel社が1993年財務諸表の作成にあたってゴーイング・コンサーンベースを採用していることがわかる。また、「財務諸表上では、本報告書の第3、4パラグラフに示されている不確実性の結果から生じるかもしれない一切の修正がなされていない」とされているが、この記述は何を意味しているのだろうか。

当の第3パラグラフでは、Lionel社のゴーイング・コンサーンとしての存続が、会社再建計画が認可されるかどうか等の不確実な要素に依存している旨が記されている。一方、第4パラグラフでは、会社再建計画認可時点あるいは認可前の段階で、会社更生申請後に発生した負債の支払いを可能にするような再建計画を作れるかどうか、及び支払猶予つき契約の提案が債権者委員会に受理されるかが問題になっている。そして、これらの事象の結果次第ではLionel社が清算される可能性がある旨が指摘されている。

このように、清算の可能性は示唆されているものの、Lionel社には前節で取り上げたTXP社と違い資産売却や清算に関する「表明」のような「清算を決定的にする事実」はなかった。しかし、1989年1月25日以後のTXP社ほどに「清算が差し迫った状況」ではなかったにしても、1993年監査報告書の「清算状態になれば～」という記述からもわかるように、Lionel社に起こり得る事象の1つとして「清算」が考えられているのもまた事実である。ただ、監査報告書や財務諸表の脚注A(1993年Form10-K, pp. F-6-F-7)にあるように、清算の結果も決定できなかったもので、経営者はLionel社の1993年財務諸表に清算ベースを適用したとした場合の影響(数値)をあらかじめ反映させることができなかったわけである。

こうした状況に直面した監査人は、清算に至ったとした場合の影響がゴーイング・コンサーンベースで作成された1993年財務諸表には反映されていない—その意味で、財務諸表が未確定の影響を受けている—ことを財務諸表利用者には知らせていた。「第3、4パラグラフに示されている不確実性の結果から生じるか

もしれない一切の修正がなされていない」という監査報告書の文言は、そのためのメッセージだったと考えられるわけである。そして Lionel 社のケースでは、「財務諸表全体」—ゴ—ディング・コンサーンベースで作成された財務諸表に、清算ベースを適用したとした場合の影響を反映させられるかどうか—が問題になっていると考えられるから、財務諸表に与える未確定の影響には 4—(1)で見たような「浸透性があった」ということになる。現に監査報告書でも「これらの不確実性が財務諸表に与える潜在的な影響は重要で、かつ浸透性があり、…」という記述が見られる。

一方、次の問題は、監査報告書中の「財務諸表を信用するにあたっての基礎が著しく損なわれるまでに至っている」という表現が何を意味しているのか、という点である。ここで用いられている「信用 (reliance)」に関して、文献上では次のことが言われていた。

「財務諸表利用者は、証券を購入するあるいは銀行が貸付けを行ったりするような重要な事業上の意思決定のための根拠 (basis) として、財務諸表に含まれる情報を当てにする (rely upon)。緊密に関係しているわけではない会社の財務諸表に基づいて財務上の意思決定を行う投資家あるいは銀行は、これらの財務諸表が信頼でき (reliable)、会社の財政状態とその年度の利益を適正に表示していることの保証が得られなければならない。

会社の財務諸表と関係する独立公共会計士による監査報告書によって、その財務諸表が適正であり、欠陥のないことが会社外部の者に保証される。独立公共会計士によるその監査報告書は、会社の財政状態及び経営成績が一般に認められた会計原則に準拠して表示されていると会計士が考えているかどうかを示している。」 (Meigs(1959, 1))

「…会社の本社にいるトップの経営者は、その工場や支店の事業からは離れており、その遠くに散在している資源をコントロールするために、財務報告書やその他の経済データの伝達を当てにしなければならない (must rely on)。証券を購入することによって、自分達の貯蓄を会社に委託した何百万の個人もまた、

彼らが持分を取得したところの資源からは遠く離れている。このように距離が離れていること (remoteness) によって、自分達の投資した資金が誠実かつ効率的に使用されているという保証がつけられた年次財務諸表を彼らは当てにする (rely upon) ことになる。」 (※) (Meigs(1964, 1))

そして (※) との関連で、次のようなことも言われていた。

「何百万の個人が会社の証券に直接投資するが、さらに多くの人々は自分達の貯蓄を銀行、保険会社、そして年金基金に委託する。しかし、この場合は代わりにこれらの金融機関が会社の証券に投資を行う。従って、直接的であれ間接的であれ、ほとんど皆が企業と財務上の利害関係を持っており、大衆は公開会社の経営成績と財務健全性について、即座に入手でき、「依拠できる (dependable)」財務報告を求める。」 (Meigs et al. (1977, 1))

「依拠できる (dependable) 財務情報は、我々社会の存在そのものにとって本質的なものである。証券売買に関する意思決定を行う投資家、貸付けを承認するかどうかを決定する銀行、法人税申告書によって税金を徴収する政府、これら全てが他人の作成した情報を当てにしている (are relying upon)。これらの状況の多くでは、情報作成者の望むところと情報利用者の望むところが正反対である。こうした筋の議論に内在する形で、独立監査人—我々が当てにする (rely) ところの財務諸表が現実起こっている実態を適正に、かつ足りないところなく描写しているかどうかを我々に伝えてくれる職業専門家としての能力と誠実性を備えた主体—の社会的必要性が認識されるのである。」 (Meigs et al. (1985, 1))

また、Bevis(1962, 28)では「証明 (attest) 機能によって、1つの主体から別の主体への経済データの伝達が適正に表示されるという形での独立専門家による意見の表明がもたらされる。この機能が果たされることによって、表現に信憑性が与えられ、それが信用 (reliance) できるものになる。」と言われていた。そして、Stettler(1956, 1)は「一連の財務諸表に関する独立公共会計士の意見は、重要な

財務上の意思決定を行うにあたって事業とは関係ない人々にとって財務諸表が安全で信用できる (relied upon) かどうかを最もよく示すものである。そのような意見は、財務諸表やそれを作るためのデータの包括的な検証に基づいて表明されるだろうし、財務諸表がその会社の財政状態と特定期間の経営成績を適正に表示しているかいないかを示すものであろう。」と記している。

このように、「reliance」に関して文献上では、特に監査済み財務諸表の必要性を議論する場面で、自らの経済的意思決定のために財務諸表を当てにしなければならない利用者が想定されていた。財務諸表が利用者の意思決定の手段として「当てにできる」あるいは「依拠できる」ものになるための条件として、監査によって「財務諸表が GAAP に準拠していることが確かめられたこと」が考えられる。反対に、GAAP 準拠性違反があったところの財務諸表や、監査範囲の制限によって GAAP 準拠性違反があるかどうか確かめられなかった項目のある財務諸表は、「当てにできる」情報ではなくなる可能性があるのだろう。

ただ、「財務諸表が GAAP に準拠している」と言っても、本稿のように財務諸表の作成基準が絡む場合には、少々事情が複雑になる。どのような時に財務諸表が「当てにできる」ものになるかを考えてみる必要があるわけである。

前節で見た TXP 社については、背景の事情から見て「清算が差し迫った」状況だった。しかし一般論では、会社がゴーイング・コンサーンでなくなって「清算」に至るとすれば、その清算の発生可能性 (probability)¹⁵⁾ が当然問題になるはずである。それでは Lionel 社の場合はどうだろうか。この点については、まず [第 2 表] にある Lionel 社の 1992 年監査報告書を参照していただきたい。

1992 年監査報告書で言及されている財務諸

¹⁵⁾ Carmichael (1972, 74) では「切迫性 (imminence)」という表現が用いられている。そこには次のように記されている。「ある事象の結果の不確実さを評価する際に、その結果を合理的に見積もるための指針として、監査人はその事象の「切迫性」と、過去の「経験」との関連性を考慮しなければならない。…」

表の脚注 A には、監査報告書で指摘されているような、債権者・株主の承認及び破産裁判所の認可を得られるような再建計画を作れるかどうか、継続して資金調達ができるかどうか等の 4 つの要因が示されており、その帰結如何が Lionel 社の存続に影響を及ぼす旨が記されている (1992 年 Form10-K, p. F-6)。しかし、実はこの記載は同社の 1993 年財務諸表の脚注 A にも記されている (1993 年 Form10-K, p. F-6)。

それでは、1993 年財務諸表作成にあたって問題になっていた固有の要因は何かと言えば、それは 1993 年監査報告書に記載されているような次の事実である。①: Lionel 社とその子会社が、1993 年 1 月 1 日以来主要な商品供給者から信用取引上の支払猶予期間を得ることができなくなり、1993 年 3 月 10 日には占有継続債務者の立場での支払猶予つき契約が終了した。②: 「再建計画が存在しないのであれば、…」という表現や「もしこの提案あるいは別の提案が債権者委員会に受け入れられなければ、…」という表現に見られるように、一定の条件つきで債権者委員会から清算の可能性を示されていること。

また、1993 年財務諸表の脚注 A には、「もし、会社更生を行う債務者 (Lionel Corporation と Lionel Leisure, Inc. のこと—筆者注) の努力が失敗に終わったら、債務者のうちのどちらかあるいは両方が清算されるであろう。」とも記されている (1993 年 Form10-K, p. F-6)。また、監査報告書で触れられている 1993 年 4 月 23 日に債務者及び第三者が債権者委員会に提出した「提案」も、破産裁判所によって指名された債権者に対する支払いの計画を促進し、信用そのものを高めるための詳細を示すような、債務者・第三者・債権者委員会の間で行われた議論を経て修正された 1993 年 4 月 30 日の「提案」(同 p. 4) も、両方とも 1993 年クリスマス商戦前もしくはその最中に清算に至ることは回避することを約束する旨の中身を記していた (同 pp. 4, F-7)。

こうした一連の事実は、Lionel 社 1992 年財務諸表の脚注 A には記載されていなかった。同じ監査報告書で言及されている脚注 A でも、

そこでの記載は「清算」が意識されていたかそうでないかという点で一中身が異なっていたわけである。こうした実態を踏まえると、1992年財務諸表を作成する段階で、既にLionel社の存続はいくつかの不確実な要因の結果に依存していたことはわかるが、1993年段階と1992年段階とを比較すると、1993年段階の方が明らかに「清算」が切迫していたことがわかる。

逆に言えば、1992年財務諸表に対する対応決定の際には、上に示してきた事実がなかったことを踏まえて、Lionel社の監査人はゴーイング・コンサーンベースが適用可能と判断した上で、その財務諸表がGAAPに準拠していることを受けて（企業の存続能力に重大な疑義がある旨を記した説明区分を加えて）無限定意見を表明していたという説明ができる。そうすると、財務諸表が「当てにできる」あるいは「依拠できる」情報になるにしても、それはゴーイング・コンサーンベースが適用できると監査人が判断し、その財務諸表がGAAPに準拠していることが確かめられた場合だということになる。別にこれはLionel社の事例に関してだけでなく、一般論でもそうであろう。

一方、今問題にしているLionel社の1993年財務諸表については、(清算が差し迫ってきたので)ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断していたと解釈するのが自然だろう。もし、ゴーイング・コンサーンベースが適用可能と判断していたなら、1992年監査報告書のようにゴーイング・コンサーンベースの財務諸表の監査を行った結果の対応を選択したはずだし、実態から見ても、先に示したような1992年段階に比べて清算が差し迫っていたことを示す事実が1993年財務諸表への対応を決定する上で監査人に影響を与えたと考えられるからである。

そうすると、清算ベースで作成したとした場合の影響が反映されていないLionel社の1993年のゴーイング・コンサーンベースの財務諸表が、利用者にとって「依拠できる」情報なのか、と言われれば、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と判断するよう

な実態に監査人が直面している場合には、そもそも財務諸表が依拠できるかどうかを問う前提が成立していないということになる。その上で「依拠できる」情報なのかどうかを検討すると、Lionel社1993年財務諸表は、少なくともゴーイング・コンサーンベースが適用可能であるとの判断を前提にして、そのGAAP準拠性が確かめられた財務諸表(Lionel社1992年財務諸表)と比べたら、GAAPに準拠していることが確かめられていないという意味で「依拠できる」情報ではない。「財務諸表を信用(reliance)するにあたっての基礎が著しく損なわれるまでに至っている」というLionel社1993年監査報告書の文言は、以上のことを踏まえた記述と考えられる。

4-(1)では、除外事項があり、その除外事項が浸透していると監査人が判断したところの財務諸表が、「財務諸表が全体としてGAAPに準拠していることが確かめられていない」という意味で利用者にとって有用性がない旨を指摘した。しかし除外事項がなくても、今のケースのように「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と監査人が判断する場合も、「(ゴーイング・コンサーンベースで作成された)財務諸表が(全体として)GAAPに準拠していることが確かめられていない」。その点では、4-(1)で述べた意味の有用性がないことになる。「財務諸表に有用性がなくなる」場面が、除外事項がある場合とは切り離されてクローズアップされているわけである。そうすると、Lionel社の1993年財務諸表も有用性のない情報だったということになる。

ここまで見たように、Lionel社1993年監査報告書の記載を本稿の視点でまとめると、次のようになる。1992年財務諸表と違い、清算ベースで財務諸表を作成したとした場合の影響(数値)が反映されていない(即ち、未確定の影響が財務諸表全体に浸透しているところの)財務諸表は、一ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断するほどの実態に直面している場合には一利用者にとって依拠できる(有用性のある)情報ではなくなっているため、監査人は「意見差控」を選択した。

4-(3) 継続企業の前提が不成立の場合の意見差控

それでは、Lionel 社の監査人に「意見差控」以外の選択肢はなかったのだろうか。ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと言っても、清算ベースで財務諸表を作成した場合の影響が監査人に把握できれば、清算ベースを適用すべき状況なのに経営者はそれを適用していないという意味で、財務諸表に GAAP 準拠性違反があることになる。

しかし監査報告書によると、「清算状態での資産の実現可能額が1993年財務諸表の数値と著しく異なる」と経営者が判断していることを監査人は把握していたと考えられるが、財務諸表項目を除外事項とした旨の記載はどこにもない。それは、監査人が「あらゆる清算の結果は現時点では決定できない」とする経営者の判断にも同意したからであろう。Lionel 社の監査人は、経営者と同様清算したとした場合の影響を把握することができなかったため、財務諸表が清算ベースで作成されていないことを除外事項にできなかったと考えられるわけである。

そうすると1993年の Lionel 社に関する一連の状況については、経営者がゴーイング・コンサーンベースで財務諸表を作成していて、監査人はゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断しているが、そうかといって財務諸表が清算ベースで作成されていないことを除外事項にもできなかったということがわかる。唯一前節の最後に示した4つの前提と異なるのは、同じ「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と判断している場面が問題になっているが、Lionel 社は少なくとも「TXC 社による資産処分や清算に関する「表明」がなされた1989年1月25日以後の TXP 社ほどに清算が差し迫っていた」とは言えず、本稿で問題にしている「継続企業の前提が成立していない状況」と言えるかどうかは定かでないという点である。そのような状況に直面した Lionel 社1993年の監査人の対応を、「継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応」に当てはめることができるのだろうか。

この点、「継続企業の前提が成立していない状況」であっても、Lionel 社のようにそうと言えるかどうかはわからない場合であっても、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と監査人が判断する場面を考えている点は共通である。そうだとすれば、1993年の Lionel 社の監査人の対応を「継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応」に当てはめることを否定する理由はない。むしろ、継続企業の前提が成立していないと言えるかどうかは必ずしも定かでない Lionel 社の場合でさえ意見差控が選択されたのだから、「継続企業の前提が成立していない状況」と考えられた1988年 TXP 社の監査人の対応も、実際に選択された無限定意見（プラス石油・ガス資産の実現価額が決定できない旨を記した説明区分）ではなく、理論的には Lionel 社の監査人のような意見差控が考えられたはずである。清算が差し迫った状況で「ゴーイング・コンサーンベースが適用できると監査人が判断する」と考えるのが不合理である以上、TXP 社のケースも「ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断するのが適切だった」と認識する必要があり、そこでの監査人の対応は、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表が利用者にとって依拠できるものではないことを理由にした意見差控になるのではないかと、ということである。

そうすると、継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応が、意見書等で想定されているような「不適正意見」にならない場合があることがわかる。即ち、一口に「継続企業の前提が成立していない状況」と言っても、①：監査人がゴーイング・コンサーンベースが適用できないと判断しており、②：清算ベースで財務諸表を作成したとした場合の影響が監査人に把握できない場合には、③：清算ベースで作成したとした場合の影響が反映されていないゴーイング・コンサーンベースの財務諸表（つまり、その未確定の影響に浸透性があるところの財務諸表）が、「GAAP に準拠していることが確かめられていない」という意味で利用者の経済的意思決定の手段として依拠できる（有用性がある）情報ではないことを理由に、監

査人の対応が「意見差控」になることがわかる。

本稿で問題にしているこのような「意見差控」は、伝統的な監査範囲の制限があることを理由とした意見差控とは異なる。「継続企業の前提が成立していない状況」において、監査範囲の制限は一切想定していなかったし、事例中でも監査範囲の制限がある旨は一言も記載されていなかった。本稿の「意見差控」は、除外事項があることによって財務諸表の適否が立証できなかったことによる意見差控ではなく、ゴーイング・コンサーンベースが適用できないという監査人の実態上の判断によって、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表に有用性がなくなっていることを利用者に伝達する「意見差控」である¹⁶⁾。

4-4) 継続企業の前提が不成立の場合の不適正意見と意見書等の問題点

それでは、継続企業の前提が成立していない状況で「不適正意見」を表明する余地があるのはどのような場合だろうか。実は、これまでの議論の中でその答えについての示唆は得られている。監査人はゴーイング・コンサーンベースは適用できないと判断しているが、TXP社の1990年監査報告書でそうだったように、監査人がもし清算ベースを適用した場合

の数値を把握できたらどうだろうか。その場合には、ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表が「清算が差し迫った状況」を反映していない（清算が差し迫った状況でのGAAPである清算ベースで作成されていない）という理由で、不適正意見を表明することになるだろう。つまりこの場合は、ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表項目全てが除外事項になることから、4-1)で見た除外事項に浸透性がある場合に該当し、著しく重要なGAAP準拠性違反があることになるわけである。「GAAP準拠性違反」があるのだから、当然ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表が「GAAPに準拠していることが確かめられた」とは言えない。その意味で利用者にとっては財務諸表の有用性が無い。意見書等と言われる「継続企業の前提が不成立の場合の不適正意見」に関する規定が、2節で見た「継続企業の前提不成立⇨財務諸表のGAAP準拠性違反⇨不適正意見」という図式で成立するのはこのような場合であろう¹⁷⁾。

¹⁶⁾ 本稿に示した「意見差控」は、「(明示的な) 清算基準がない」という認識のもとでも成立する考え方であろう。継続企業の前提が成立していない状況で、財務諸表項目の清算価値が経営者・監査人双方に見積もれず、その結果清算したとした場合の影響(数値)が反映されていないゴーイング・コンサーンベースの財務諸表が存在すればよいからである。清算価値が見積もれるかどうかは事実の問題だから、経営者・監査人双方に清算価値が見積もれない場合を想定しないでよい、とは言えない。

一方、山浦(2001, 37)は、監査人がゴーイング・コンサーンとしての存続能力を前提とした会計基準を適用できる状況と判断した場合は、会計基準への準拠を条件に不適正意見を表明し、適用できない状況であれば、会計基準には準拠しているが、不適正とするケースもある旨主張している。本稿や意見書等が想定する「継続企業の前提が成立していない状況」において、山浦(2001)で言われている「ゴーイング・コンサーンとしての存続能力を前提とした会計基準を適用できない」場面は当然起こり得る。しかし、この場面で監査人の対応が必ず不適正意見になるかどうかは問題である。「ゴーイング・コンサーンとしての存続能力を前提とした会計基準を適用できない」場面でも、清算ベースを適用したとした場合の影響が監査人に判断できなければ、本稿で検討したように監査人の対応は意見差控になる。

¹⁷⁾ TXP社の1988年財務諸表について、(及びLionel社の1993年財務諸表に対する監査人の対応決定時点が「継続企業の前提が成立していない状況」に仮に該当するとして)「財務諸表をゴーイング・コンサーンベースで作成していることそれ自体が「GAAP準拠性違反」になる」ことを理由に、不適正意見を表明することはできるだろうか。つまり、「清算したとした場合の影響(数値)が見積もれない」という監査人側の事情を無視して、継続企業の前提が不成立の状況でありながら、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表を作成した経営者の意思決定そのものを「GAAP準拠性違反」とする考え方が成立するのか、ということである。

この考え方には重大な欠陥がある。それは、「継続企業の前提が成立していない状況で、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表を作成したことそれ自体によって(GAAP準拠性違反を理由に)不適正意見が表明されるなら、継続企業の前提が成立している状況ではゴーイング・コンサーンベースの財務諸表を作成したことそれ自体によって(監査人に準拠していることを理由に)無限定意見が表明されるのだろうか。」という疑問に対して、説得力ある説明ができない点である。上記「不適正意見」観は、結局のところ、2節で紹介した「継続企業の前提不成立⇨不適正意見」の図式が抱えていた欠陥と同じ欠陥を抱えている。ゴーイング・コンサーンベースで財務諸表を作成したことそれ自体を「GAAP準拠性違反」と捉えるのは自由だが、その時でも「清算ベース準拠性違反」という視点を無視してよいのはなぜか、という点をまず論証する必要がある。継続企業の前提不成立の場合の監査人の対応問題の本質は、ゴーイング・コンサーンベースの適用可能性の判断、そして「清算したとした場合の影響を財務諸表に反映させたくても反映できない状況、そして監査人も経営者のそうした判断に同意している状況」、及び「本来なら清算したとした場合の影響を財務諸表に反映させるべきなのに、経営者がそうしていない状況」にある。

「継続企業の前提が成立していない場合」の対応が、「意見差控」と「不適正意見」の2つ考えられるのに、意見書等が「不適正意見」しか認めてないのであれば、次のような問題が生じるだろう。それは、(1)上に述べたような、不適正意見を表明すべき状況だから不適正意見が表明されているのか、それとも(2)本来なら意見差控を選択すべき状況なのに、不適正意見が表明されているだけなのか、脚注2に示した日本公認会計士協会(2002b)の文例を見ただけでは、財務諸表利用者に識別できなくなるという問題である。監査ルールに内在するこうした問題を回避するには、継続企業の前提が成立していない状況のうち、意見差控が選択される状況と、不適正意見が選択される状況を明確に識別することが必要であろう。

5. 本稿のまとめと残された課題

本稿では、継続企業の前提が成立していない場合の監査人の対応を考えてきた。その際、特に意見書等で考えられている「不適正意見」が自明のものかに焦点を当てることにしたが、2節で取り上げた文献では監査人の選択肢として不適正意見以外が考えられるかどうかについては触れられていなかった。

本稿の基本的な議論のスタンスは、継続企業の前提が不成立の状況でも財務諸表がGAAPに準拠しているかどうかを確かめた結果の対応が選択できるなら、その対応を監査人が選択すればよいというものである。この考え方は、清算が差し迫った状況にもかかわらず財務諸表がゴーイング・コンサーンベースで作成されており、監査人が清算ベースで財務諸表を作成した場合の影響を把握できる場合には、監査人は著しいGAAP準拠性違反を理由に「不適正意見」を表明することになるという4節の最後の議論に反映されている。

また、本稿では直接取り扱わなかったが、「企業の存続能力に疑義がある場合」の監査人の対応を考える場合でも、ゴーイング・コンサーンベースが適用できると監査人が判断したならアメリカの監査基準書第59号に規定されているような「説明区分」を加えるかど

うかは別にして一順番として次はゴーイング・コンサーンベースの財務諸表の監査を行うことになるだろう。しかし、本稿で問題にしたような「継続企業の前提が成立していない状況」で「ゴーイング・コンサーンベースが適用できると監査人が判断する」と考えるのは不自然である。3節で紹介したTXP社の1988年財務諸表についての監査人の対応も理論的には再考の余地があった。

そこで次に登場するのが、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない場合」(かつ、清算したとした場合の影響を監査人が把握できないため、清算ベースで財務諸表が作成されていないことを除外事項にできない場合)である。この場合は、「ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表のGAAP準拠性を確かめる」という監査人の役割が論理構造上成立しなくなるため、初めて「財務諸表のGAAP準拠性を確かめること」以外の視点によって監査人の対応を導く余地が出てきた。それが「財務諸表の有用性」という視点である。「GAAPに準拠していることが確かめられていない」という意味で財務諸表に「有用性がなくなる」場面としては、除外事項に浸透性がある場合が考えられたが、ゴーイング・コンサーンベースが適用できないと監査人が判断している場合でも「(ゴーイング・コンサーンベースの)財務諸表がGAAPに準拠していることが確かめられていない」ことには変わりはない。その意味では、除外事項がある場合と同様に、ゴーイング・コンサーンベースで作成された財務諸表に「有用性がない」ということになる。

この場合の監査人の対応として、Lionel社の1993年財務諸表に対する監査人の対応は「意見差控」であった。Lionel社がTXP社の1989年1月25日以後ほどに清算が差し迫っていたと言えるかどうか(つまり、「継続企業の前提が成立していない状況」と言えるかどうか)は定かでないが、Lionel社の場合もゴーイング・コンサーンベースが適用できないとの監査人の判断があったことを考えると、継続企業の前提が不成立の場合の対応を考える上で、Lionel社流の意見差控の適用を妨げる理由はないだろう。

意見書等では、継続企業の前提が成立していない状況での対応が一律に「不適正意見」になる旨主張されていた。しかし、継続企業の前提が成立していない場合の理論的な監査人の対応は本稿で検討したように「意見差控」と「不適正意見」の2つである。それにもかかわらず制度上監査人に認められている対応が「不適正意見」だけだとすると、「不適正意見」という対応を見ただけでは、財務諸表利用者は監査人が直面している状況を識別できなくなる。こうした伝達上の問題を回避するには、同じ「継続企業の前提が成立していない場合」であっても、意見差控が選択される状況と不適正意見が選択される状況を識別する必要がある。

本稿では明示的に取り上げられなかったが、「企業の存続能力に疑義がある場合」であっても、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できない」と判断すれば、本稿と同じ議論を適用して「意見差控」を選択する余地がある。考え方は、企業がゴーイング・コンサーンでなくなったとした場合の影響が反映されていない当期のゴーイング・コンサーンベースの財務諸表に有用性がないことを理由に意見差控が選択される、というものである。アメリカの監査基準書第59号12項の脚注4に見られる意見差控も、このような意味の意見差控と解釈できるだろう。

本稿で議論できなかった点は数多くある。大きくは以下の3点である¹⁸⁾。

¹⁸⁾ 山浦(2002,21)の「図表3 継続企業(GC)の前提に関わる監査基準の枠組み」では、GCの前提で財務諸表を作成することが妥当である場合にも、「…未確定事項が存在し、影響が複合的かつ多岐として意見の拒否もあり得る。」とされている。また、ゴーイング・コンサーンに関する国際監査基準33項では、ゴーイング・コンサーンの前提が成立している場合(Going Concern Assumption Appropriate)であっても、財務諸表に重大な影響を与える多数の重要な不確実性(multiple material uncertainties)が関わる状況のような究極のケースでは、意見差控を表明するのが適切かどうかを監査人が考慮する旨示されている(IFAC(2001,342-343))。しかし、継続企業の前提が成立していて、その前提で財務諸表を作成することが妥当であるにもかかわらず、ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表のGAAP準拠性を確かめるのではなく、監査人の対応が意見差控(山浦(2002)の表現では「意見の拒否」)になる場合があるのか、という点もよく検討する必要があるだろう。

①：本稿では、監査人によるゴーイング・コンサーンベースの適用可能性の判断が必要になる場面を取り扱った。しかし、実態から見て同じ「未確定事項」と言っても、監査人によるゴーイング・コンサーンベースの適用可能性の判断をそもそも行う必要がない場合があったとして、その時の監査人の対応はどうなるのか。それはゴーイング・コンサーンベースの適用可能性の判断が必要とされる場合の対応と本質的にどこがどう違うのか。

②：本稿の「意見差控」は、ゴーイング・コンサーンベースが適用できないという監査人の実態上の判断を前提にしていた。それでは、この意見差控は「財務諸表は、一般に認められた会計原則(GAAP)に準拠して～社の財政状態及び経営成績を適正に表示している」という適正性命題とどのような関係にあるのだろうか。

③：本稿はゴーイング・コンサーンベースが適用できるとの判断と適用できないとの判断を扱ったが、「ゴーイング・コンサーンベースが適用できるかどうかを監査人に判断できない」場合がある¹⁹⁾として、その時の監査人の対応はどのような理由でどうなるのだろうか。

今後は、成果を焦らずじっくり上記の問題に取り組んでいきたい。

¹⁹⁾ 本稿で示してきたような、「財務諸表の有用性がなくなる」、「清算した場合の影響が監査人に把握できない」といった視点がどの程度踏まえられているのかは定かでないが、市川(2002,40)には次のように記されている。示唆に富む記述である。「…例えば決算日後に再生手続の開始を申し立てたような場合には、監査意見の表明時点においては、継続企業の前提を支える再生計画案は確定していないであろうから、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるとか不適切であるとかの判断をすることができない場合もあると考えられる。」

継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応

[第1表]

TXP社1988年貸借対照表(決算日12月31日)(単位:千ドル)

資産	金額	負債とパートナー資本	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,800	短期債務	47,100
受取債権		当期満期到来の長期債務	40,500
取引先	20,159		
対関係会社	16,321		
その他	5,734		
平均法で算定された器具と貯蔵品	10,630	支払項目	
		取引先	19,435
		対関係会社	4,547
		退職金と販売費の未払分	24,676
		その他	15,197
その他	178	利子費用の未払分	2,381
流動資産合計	56,822	繰延ガス収益	9,481
		その他	171
全部原価法による石油・ガス利権鉱区償却(減価償却、減耗償却、償却)累計額	3,016,392 △2,202,555	流動負債合計	163,488
石油・ガス利権鉱区の純額	813,837		
		当期満期到来分を除いた長期債務	120,052
その他の資産			
将来受け取る天然ガス共同持分事業者に対する前払金	8,012	繰延項目	
その他	1,075		
	808		
その他の資産合計	9,895	繰延ガス収益	35,164
		その他	128
		繰延項目合計	35,292
		TXPO社のゼネラルパートナーとしてのTEC社とTXC社の共同持分(※)	5,497
		パートナーの資本	556,225
資産合計	880,554	負債・資本合計	880,554

出典: TXP社1988年 Form10-K, p. 15より作成

※: TEC社とTXC社は、TXP社に対してゼネラルパートナー持分としての共同持分を1%所有し、TXP社は石油・ガスの探査と産出を直接行うTXPO社(TXP Operating Company)のリミテッドパートナーシップ持分の99%を所有している。TEC社とTXC社は、このTXPO社に対してもゼネラルパートナー持分としての共同持分を1%所有している(1988年TXP社Form10-K, p. 1)。

TXP社1990年純資産計算書(決算日12月31日)(単位:千ドル)

資産	金額	負債	金額
現金及び短期投資額	45,635	支払項目	
		取引先	13,416
		対関係会社	2,634
		鉱物利権を所有する形、及び事業に関する費用・収益の負担を負う形の特権者に対するもの	3,867
受取債権		清算費用に関する引当金	1,945
取引先	803	販売費に関するもの	
対関係会社	885	管理費及びその他の費用に関するもの	35,551
天然ガス(借方残)	1,947	負債合計	57,413
利権鉱区の購入者から弁済を受ける金額	8	TXPO社のゼネラルパートナーであるTEC社とTXC社の持分	1,322
石油・ガス利権鉱区 見積み売却価額	159		
売却される残りの資産			
West Chalkley 鉱区	140,000		
その他	162		
資産合計	189,599	純資産	130,864

出典: TXP社1990年 Form10-K, p. 10より作成

1989年12月31日から1990年12月31日までの純資産変動計算書(単位:千ドル)

項目	金額
1989年12月31日時点の純資産	2,033
清算取引	
純資産の増加(減少)要因	
資産の見積み売却価額の変動分	
West Chalkley 鉱区	140,000
その他	842
販売費、管理費及びその他の費用	△3,995
その他	1,497
合計	138,344
事業活動	
収益(受取可能な天然ガスを含む)	3,385
産出原価	△273
鉱区に関する支出額	
West Chalkley 鉱区	△15,848
その他	△353
合計	△13,089
財務活動	
利子収益	4,877
TXPO社のゼネラルパートナーであるTEC社とTXC社の持分変動分	△1,301
1990年12月31日時点の純資産	130,864

出典: TXP社1990年 Form10-K, p. 11より作成

[第2表]

Lionel社の1992年財務諸表に対する監査報告書の一部

我々の意見では、添付された項目表に掲げられている連結財務諸表が全ての重要な点において、一般に認められた会計原則に準拠して Lionel Corporation とその子会社（以下、「会社」とする）の1992年1月25日及び1991年1月26日時点の財政状態と、1992年1月25日をもって終了する年度を最終年度とする各3期間の経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示している。…

…

添付された連結財務諸表は、会社がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提で作成されている。連結財務諸表の脚注Aに示されているように、Lionel Corporation 及びその主要事業子会社の Lionel Leisure, Inc.（以下、この両社を「債務者」とする）は、1991年6月14日に連邦破産裁判所（以下、「破産裁判所」とする）に破産法典第11章の会社更生を申請した。1992年1月25日時点で株主資本の累積欠損を生じさせることになった純損失が当期に発生したことを含め、会社更正申請の事実及びこの事実に関連する状況、そして会社再建計画の申請及びその計画の承認・不承認と関係する、及びそれに起因するあらゆる変化の潜在的影響が、会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。債務者は、現在破産裁判所の管轄下で占有継続債務者として事業を行っているが、ゴーイング・コンサーンとしての存続は、他の事項の中でも、（1）債権者や株主の承認や破産裁判所による認可を得られるような再建計画（それは、特に添付された連結財務諸表の資産、負債、そして株主資本（欠損）に反映されている金額を著しく修正したり、再分類を迫るようなものである）を作れるかどうか、（2）占有継続債務者として継続して資金調達ができるかどうか、（3）合理的な信用取引上の支払猶予期間が与えられた上で、十分な量の商品を獲得できるかどうか、（4）会社更正後の資金調達が保証されているかどうか、に依存している。添付された連結財務諸表及び附属明細表では、これらの不確実性の結果から生じるかもしれない一切の修正がなされていない。

…

[主要参考文献]

AICPA(1980), American Institute of Certified Public Accountants(AICPA), Statement on Auditing Standards No.32, *Adequacy of Disclosure in Financial Statements*, October 1980.

——— (1988), AICPA, Statement on Auditing Standards No. 59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

——— (1989), AICPA, *AU Section 9508, Reports on Audited Financial Statements : Auditing Interpretations of AU Section 508, 8. Reporting on Financial Statements Prepared on a Liquidation Basis of Accounting*, in AICPA Professional Standards, Vol. 1, 1989.

——— (1992), AICPA, Statement on Auditing Standards No. 69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January 1992.

——— (2001), AICPA, *AU Section 9508, Reports on Audited Financial Statements : Auditing Interpretations of Section 508, 8. Reporting on Financial Statements Prepared on a Liquidation Basis of Accounting*, in AICPA Professional Standards, Vol. 1, 2001.

AISG(1975), Accountants International Study Group(AISG), *Going Concern Problems : Current Practices in Canada, the United Kingdom, and the United States*,

1975.

Arens and Loebbecke(1988), Arens, Alvin A. and James K. Loebbecke, *Auditing: An Integrated Approach*, 4th ed., Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, N.J., 1988.

Bevis(1962), Bevis, Herman W., The CPA's Attest Function in Modern Society, *The Journal of Accountancy*, Vol. 113 No. 2, February 1962.

Buzby(1974), Buzby, Stephen L., The Nature of Adequate Disclosure, *The Journal of Accountancy*, Vol. 137 No. 4, April 1974.

Carmichael(1972), Carmichael, D.R., *The Auditor's Reporting Obligation: The Meaning and Implementation of the Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No. 1, AICPA, New York, 1972.

Defliese et al.(1975), Defliese, Philip L., Kenneth P. Johnson and Roderick K. Macleod, *Montgomery's Auditing*, 9th ed., Ronald Press Co., New York, 1975.

FASB(1975), Financial Accounting Standards Board(FASB), Statement of Financial Accounting Standards No. 5, *Accounting for Contingencies*, March 1975.

——(1977), FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 19, *Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies*, December 1977.

Fremgen(1968), Fremgen, James M., The Going Concern Assumption: A Critical Appraisal, *The Accounting Review*, Vol. 43 No. 4, October 1968.

Hendriksen(1970), Hendriksen, Eldon S., *Accounting Theory*, Revised ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1970.

IFAC(2001), International Federation of Accountants(IFAC), *2001 IFAC Handbook of Auditing and Ethics Pronouncements*, New York, IFAC, 2001.

Meigs(1959), Meigs, Walter B., *Principles of Auditing*, Revised ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1959.

——(1964), —————, *Principles of Auditing*, 3rd ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1964.

Meigs and Larsen(1969), Meigs, Walter B. and E. John Larsen, *Principles of Auditing*, 4th ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1969.

Meigs et al.(1977), Meigs, Walter B., E. John Larsen and Robert F. Meigs, *Principles of Auditing*, 6th ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1977.

Meigs et al.(1985), Meigs, Walter B., O. Ray Whittington and Robert F. Meigs, *Principles of Auditing*, 8th ed., Richard D. Irwin, Inc., Homewood, Illinois, 1985.

Paton(1921), Paton, William Andrew, Assumptions of the Accountant, *Administration: The Journal of Business Analysis and Control*, Vol. 1, June 1921.

Robertson(1979), Robertson, Jack C., *Auditing*, Revised ed., Business Publications, Inc., Dallas, Texas, 1979.

Stettler(1956), Stettler, Howard F., *Auditing Principles: Objectives, Procedures, Working Papers*, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, N.J., 1956.

Willingham and Carmichael(1979), Willingham, John J. and D.R. Carmichael, *Auditing Concepts and Methods*, 3rd ed., McGraw-Hill Book Company, New York, 1979.

新井・村山(1992), 新井清光・村山徳五郎編著, 『新監査基準・準則詳解』, 中央経済社, 1992年.

安藤(1999), 安藤英義, 「株式会社の債務超過の判定問題—清算ベースとゴーイング・コンサーン・ベース—」, 『会計』, 第155巻第5号, 1999年5月.

市川(2002), 市川育義, 「実務解説 ゴーイング・コンサーン規定に係る監査上の実務指針の改正 監査基準委員会報告書第22号 (中

間報告)「継続企業の前提に関する監査人の検討について」, 『旬刊経理情報』, 第996号, 2002年10月1日号.

加藤他(2002), 加藤 厚・八田進二・内藤文雄, 「第2部 改訂監査基準をめぐって 特別鼎談 改訂監査基準のもたらす変化とインプリケーション」, 『税経通信 改訂監査基準の詳解特集号』, 第57巻第6号(4月臨時増刊号(通巻803号)), 2002年4月.

企業会計審議会(2002), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2002年1月25日.

須田(1994), 須田 徹, 『米国のパートナーシップ事業形態と日米の課税問題一』, 中央経済社, 1994年.

高木(1996), 高木新二郎, 『アメリカ連邦倒産法』, 商事法務研究会, 1996年.

内藤(2001), 内藤文雄, 「ゴーイング・コンサーン監査と21世紀の監査像」, 『企業会計』, 第53巻第1号, 2001年1月.

内藤・那須(2002), 内藤文雄・那須伸裕, 「解説 改訂監査基準について」, 『JICPA ジャーナル』, 第14巻第3号, 2002年3月.

那須(2002), 那須伸裕, 「特集 新「監査基準」の解説 「継続企業の前提」に係る規定」, 『企業会計』, 第54巻第5号, 2002年5月.

日本監査研究学会(2001), 日本監査研究学会「ゴーイング・コンサーン問題と監査」研究部会編, 『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』(日本監査研究学会研究シリーズXIV), 中央経済社, 2001年.

日本公認会計士協会(2002a), 日本公認会計士協会, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 監査基準委員会報告書第22号(中間報告), 2002年7月29日.

————— (2002b), —————, 「監査報告書作成に関する実務指針(中間報告)」(公開草案), 2002年7月29日.

町田(2002), 町田祥弘, 「ゴーイング・コンサーン情報の監査 新監査基準の最重要課題、そして新たな段階へ」, 『旬刊経理情報』, 第978号, 2002年3月10日号.

山浦(2001), 山浦久司, 『監査の新世紀一

市場構造の変革と監査の役割一』, 税務経理協会, 2001年.

—— (2002), ———, 「第1部 改訂監査基準の解説 新監査基準: その内容、考え方、および意義」, 『税経通信 改訂監査基準の詳解特集号』, 第57巻第6号(4月臨時増刊号(通巻803号)), 2002年4月.

脇田他(2002), 脇田良一, 山浦久司, 八田進二, 多賀谷 充, 「座談会 企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」について」, 『企業会計』, 第54巻第4号, 2002年4月.